

# 国民健康保険税の賦課方式について

令和6年9月20日

令和6年度第3回

京丹後市国民健康保険運営協議会

## 4方式

京丹後市

### 国民健康保険税

医療分

支援分

介護分

所得割 資産割  
均等割 平等割

所得割 資産割  
均等割 平等割

所得割 資産割  
均等割 平等割

## 3方式

### 国民健康保険税

医療分

支援分

介護分

所得割  
均等割 平等割

所得割  
均等割 平等割

所得割  
均等割 平等割

## 国保税3区分

医療保険分(医療分)	病院等で受診した際の医療費の支払いに充てる分の保険税
後期高齢者医療支援金分(支援分)	75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するための保険税
介護保険分(介護分)	介護保険のための保険税 40歳～64歳までの被保険者が納めます ※65歳になると介護保険料は、別に納めます

## 4方式

(1)所得割 所得に応じて課税	応能割
(2)資産割 固定資産税を基に計算	
(3)均等割 被保険者数に応じて計算 均等割額×人数	応益割
(4)平等割 一世帯あたり金額	

## 3方式

(1)所得割 所得に応じて課税	応能割
(3)均等割 被保険者数に応じて計算 均等割額×人数	応益割
(4)平等割 一世帯あたり金額	

## ●国民健康保険税 資産割について

- ・昭和36年の国民皆保険制度により被用者保険に加入していない者は国民健康保険への加入が義務付けられた。
- ・毎月の給与額で決まる被用者保険料に対し、国民健康保険税の算定にあたっては自営業等の所得の把握が難しいことから固定資産税を基にする資産割を含めた4方式を採用。
- ・京丹後市に合併前の6町とも4方式を採用しており、合併後も4方式を採用。
- ・近年、産業構造の変化から、企業へ勤務する者が増え、社会保険の加入者が増加。
- ・国保は、自営業者等より、企業を退職した年金生活者が増加。

## ●全国的に資産割を廃止していく理由

- ・収益性のない居住用資産が多くなってきており、負担能力に直結しておらず、低所得者の負担が大きくなってきている。
- ・市外に所有する固定資産は保険税算定の対象でないため、被保険者に不公平感がある。
- ・他の保険制度（後期高齢者医療、介護保険）には資産割がない。
- ・都道府県の標準税率の算定は資産割のない3方式が主流。（大阪府、奈良県は保険料統一、兵庫県は3方式に統一。茨城県は2方式に統一）

## ●資産割の特性

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者からお年寄りまで幅広い年齢層で医療費の負担を支え合う。</li> <li>・固定資産を持たない若年層や低所得者の負担を緩和。</li> <li>・景気の動向に左右されにくく、課税収入が安定し、国保財政の見通しが立てやすい。</li> <li>・年齢構成が高い、地方の課税方式に適している。</li> <li>・所得割を補完するとともに、所得割の率を抑え、収納率が高くなる傾向がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地以外（市外）の固定資産税は課税対象外。</li> <li>・被用者保険（社会保険）、後期高齢者医療制度にはない。</li> <li>・固定資産税と二重課税と受け取られる。</li> <li>・金融資産等には課税されない。</li> </ul>

## ●国保税課税

平成30年からの国保の都道府県広域化以降、3方式に変更する市町村が増える。

### ■国民健康保険の財政運営 平成30年度から 市町村→都道府県へ

#### ●国の方針

・都道府県内の保険給付（医療費）を府内の全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなっており、都道府県内のどの市町村においても、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることが望ましいため、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となるよう、保険料水準の統一を進めていく。

#### ●京都府の方針

・京都府国民健康保険運営方針（令和6年3月策定 令和6年度～令和11年度）  
府が算定する市町村の標準保険料は3方式。  
「保険料水準の統一を目指す場合、4方式を採用している市町村は3方式に移行していくことが必要。」とされている。

## ●全国の市町村国保課税方法の状況

・4方式から3方式（均等割、平等割、所得割）への移行が進んでいる。（黒字：全国 赤字：京都府）

	4方式	3方式	2方式	その他
H27	1,100 (64.1%) 11 (42.3%)	550 (32.1%) 15 (57.6%)	65 (3.8%)	1
R1	664 (38.7%) 9 (34.6%)	949 (55.3%) 17 (65.3%)	101 (5.9%)	2 (0.1%)
R3	476 (27.7%) 7 (26.9%)	1,130 (65.9%) 19 (73.1%)	108 (6.3%)	2 (0.1)

※京都府内では26市町村のうち  
令和4年度から  
4方式は2市4町

京丹後市、宮津市、  
井手町、宇治田原町、  
京丹波町、与謝野町

# 国民健康保険税の賦課方式変更市町村 4方式→3方式

	舞鶴市	伊根町	笠置町	和束町	南山城村	兵庫県豊岡市
資産割廃止年度	平成30年度	平成30年度	令和3年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
変更の理由	平成30年度から府単位化となること。社会情勢に応じた賦課方式に見直し(以前から資産割について課題意識あり)	平成30年度から府単位化となること。4方式の方が少数であること。	平成30年度から府単位化となり、将来、税率が統一化されることを想定して検討。近隣の和束町も見直される。	平成30年度から府単位化となり、将来、税率が統一化されることを想定して検討。広域化されて3年が経過し、財政的にも国保会計が運営できると見込んだ。	平成30年度から府単位化となり、将来、税率が統一化されることを想定して検討。	平成30年度から県単位化となること。兵庫県から3方式に移行することを指導された。
検討	国保税を全体を100 応益割50、応能割50とする(所得割42:資産割8)をH28、29年度(所得割46:4)H30年度から資産割0	経過措置は設けず資産割を廃止。	医療分のみ資産割がある4方式だった。支援分、介護分は3方式。医療分の所得割、介護分の所得割を見直した。均等割、平等割は据置き	令和3年度に介護保険料の見直しにより率が上がったことで国保税も見直し。資産割を廃止。医療分は資産割を廃止。支援分、介護分は、所得割均等割、平等割を見直し。	令和3年度に資産割を半額。令和4年度で廃止。所得割のみ税率を改正(上げる。)均等割、平等割は据え置き。	平成27年度から資産割を減少し、所得割を増額。令和6年度に資産割を廃止。(10年)

翌年度から 資産割有り→0(廃止) 伊根町・笠置町・和束町

## 段階的廃止の例

### 舞鶴市の例

### 南山城村もこの例 半減は1年

### 豊岡市の例

H27まで		H28・29		H30から	
応能割 (保険税全体の50%)	(1)所得割 42%	(1)所得割 資産税の1/2相当分を所得割に移行46%	(2)資産割8%	(2)資産割4%	(1)所得割
	(2)資産割8%				
応益割 (保険税全体の50%)	(3)均等割	(3)均等割	(4)平等割	(4)平等割	(3)均等割
	(4)平等割		(4)平等割		

H26まで		H27	H28	H29～R5	R6から
応能割 (保険税全体の50%)	(1)所得割40%	(1)所得割41%	(1)所得割42%	(1)所得割43%	(1)所得割
	(2)資産割10%				
応益割 (保険税全体の50%)	(3)均等割	(3)均等割	(3)均等割	(3)均等割	(3)均等割
	(4)平等割				

毎年 所得割1%増 資産割1%減

# 京丹後市国民健康保険税は・・・

現行のまま  
4方式

## H29 国保運営協議会 4方式の意見

- ①資産割で広く国保税を求めて国保を支えていく方がよい。
- ②資産のある所得のない高齢者の負担感があるが、資産割を廃止すると現役世代の負担が多くなるのではないか。
- ③4方式でも国保税収納率の水準は高い。  
(R5 現年度課税分：97.47%)
- ④府が将来、税率を統一するまでは、4方式を堅持したらよい。

資産割を  
廃止  
3方式

## 議会、運営協議会等 3方式の意見

- ①資産割廃止分の国保税を所得割、均等割、平等割で求める必要がある。
- ②京丹後市外に所有する資産税に課税されない不公平感はなくなる。
- ③資産のない所得のある子育て世代の負担が増える。
- ④一度に廃止するのではなく何年かけて資産割を廃止すればよい。
- ⑤府が将来、税率を統一する方向であるなら3方式に移行する方がよい。

## 国保税についての議論

### ①国保税の賦課方式

- ・ 4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）→ 現状のまま
- ・ 3方式（所得割・均等割・平等割）→ ②、③、④

② 3方式（資産割廃止） 資産割分の国保税を所得割、均等割、平等割に賦課。  
応能割は所得割だけとなる。応益割との配分、税率の設定。

③ 資産割を一度に廃止するか段階的に廃止するか。

④ 3方式を始める時期。



# 国民健康保険税の賦課方式の見直し

## 税賦課方式の試算(令和6年度の国保税の調定額を確保することを基準にして試算)

		内 容
A案	3方式	所得割のみを増加 均等割・平等割は据え置き で試算
B案	3方式	応能割(所得割)、応益割(均等割・平等割)を50対50で試算
C案	3方式	標準保険税率適用 京都府が示す標準保険税率をベースに試算
D案	4方式	資産割を半額 所得割・均等割・平等割を変更し試算

※②③子供は未就学児でない(均等割は半額ではない)

		現行 ※賦課割合 応能割 54.2% 応益割 45.8%	A案 (3方式 所得割増加)	B案 (3方式 所得割・均等割・平等割 変更)	C案 (3方式 標準保険税率)	D案 (4方式 資産割半額)
①	<40歳未満1人世帯> ○営業所得 1,500千円 ■固定資産税 50千円	164,600円	166,700円 (現行との差) <u>2,100円増</u> (1.3%)	161,700円 (現行との差) <u>2,900円減</u> (1.8%)	188,300円 (現行との差) <u>23,700円増</u> (14.4%)	163,500円 (現行との差) <u>1,100円減</u> (0.7%)
②	<夫婦(40歳未満)と子供※2人> 夫 ○営業所得 3,000千円 妻 ○給与収入 1,500千円 所得 950千円 ■固定資産税 50千円	426,300円	456,600円 (現行との差) <u>30,300円増</u> (7.1%)	460,000円 (現行との差) <u>33,700円増</u> (7.9%)	541,100円 (現行との差) <u>114,800円増</u> (26.9%)	452,500円 (現行との差) <u>26,200円増</u> (6.1%)
③	<夫婦(40歳以上)と子供※2人> 夫 ○営業所得 3,000千円 妻 ○給与収入 1,500千円 所得 950千円 ■固定資産税 50千円  (40歳以上のため介護分あり)	520,300円	555,000円 (現行との差) <u>34,700円増</u> (6.7%)	564,400円 (現行との差) <u>44,100円増</u> (8.5%)	664,700円 (現行との差) <u>144,400円増</u> (27.8%)	557,500円 (現行との差) <u>37,200円増</u> (7.1%)
④	<65~74歳の夫婦> 夫 ○年金収入 1,500千円 所得 400千円 妻 ○年金収入 1,000千円 所得 0円 ■固定資産税 50千円	38,700円	26,000円 (現行との差) <u>12,700円減</u> (32.8%)	29,300円 (現行との差) <u>9,400円減</u> (24.3%)	32,400円 (現行との差) <u>6,300円減</u> (16.3%)	36,000円 (現行との差) <u>2,700円減</u> (7.0%)

# 国民健康保険税の税率・税額の見直し

## 現行税率・税額

	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	6.54%	19.1%	21,200	22,400
支援金分	2.20%	6.40%	7,200	7,600
小計	8.74%	25.5%	28,400	30,000
介護分	2.10%	6.5%	9,600	6,600
合計	10.84%	32.00%	38,000	36,600



## A案：3方式所得割のみ増（均等割・平等割据置）

	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	7.56%	0%	21,200	22,400
支援金分	2.57%	0%	7,200	7,600
小計	10.13%	0%	28,400	30,000
介護分	2.35%	0%	9,600	6,600
合計	12.48%	0%	38,000	36,600

A案  
の①  
～世  
帯の  
試算

### ① 40歳未満 1人世帯

○営業所得 1,500千円  
■固定資産税 50千円

### ② 夫婦（40歳未満） と子供2人

<夫>  
○営業所得 3,000千円  
<妻>  
○給与収入 1,500千円  
○給与所得 950千円  
■固定資産税 50千円

### ③ 夫婦（40歳以上） と子供2人

<夫>  
○営業所得 3,000千円  
<妻>  
○給与収入 1,500千円  
○給与所得 950千円  
■固定資産税 50千円

### ④ 65～74歳の夫婦

<夫>  
○年金収入 1,500千円  
○年金所得 400千円  
<妻>  
○年金収入 1,000千円  
○年金所得 0円  
■固定資産税 50千円

介護分あり

7割軽減

現行

年税額 164,600円

年税額 426,300円

年税額 520,300円

年税額 38,700円

増額

2,100円増  
(1.3%)

30,300円増  
(7.1%)

34,700円増  
(6.7%)

12,700円減  
(32.8%)

A案

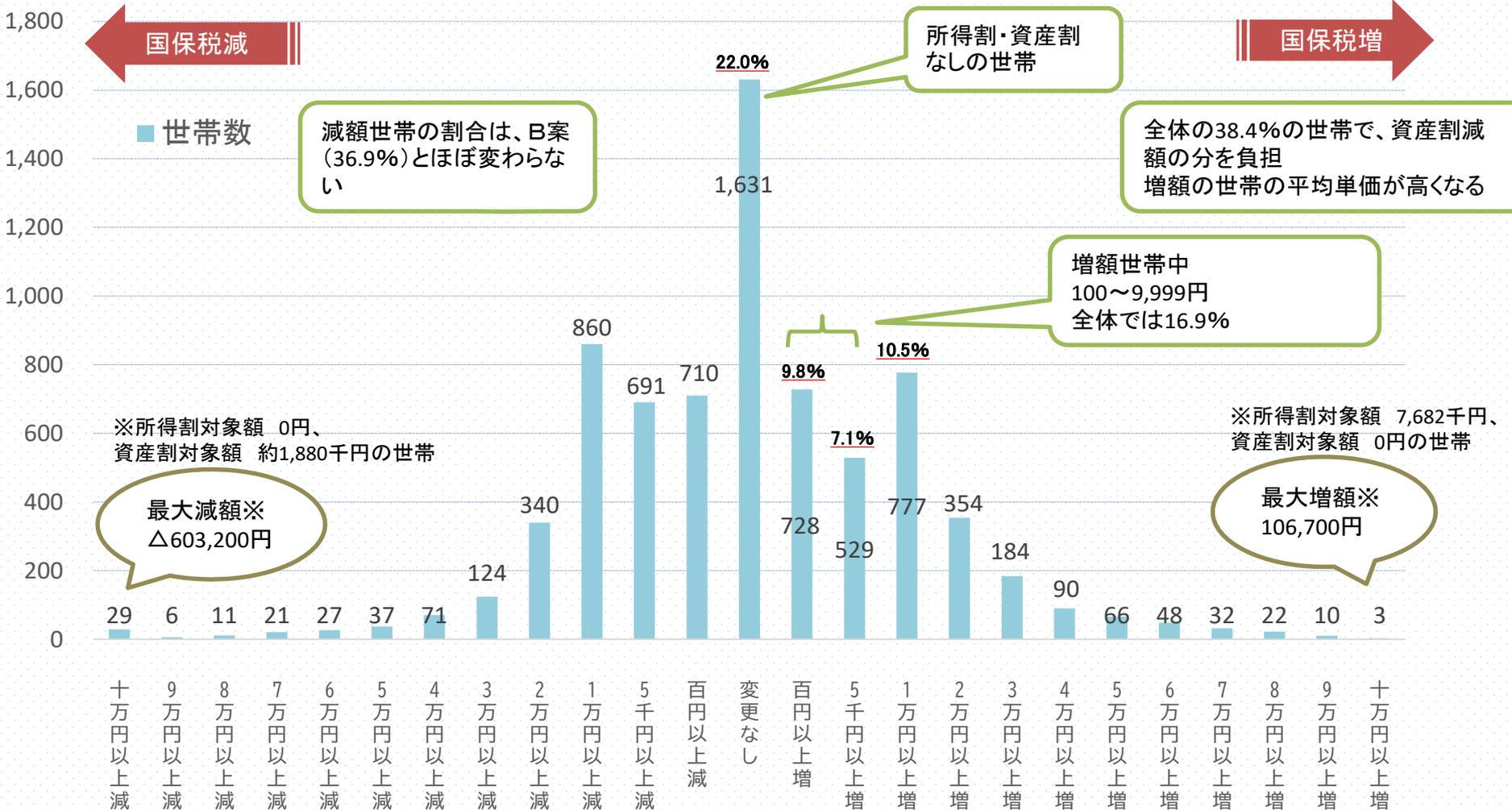
年税額 166,700円

年税額 456,600円

年税額 555,000円

年税額 26,000円

# 資産割廃止により税額が変動する世帯の状況（A案：3方式所得割増加 均等割・平等割据置）



	増額世帯	増減なし	減額世帯	合計
世帯数	2,843	1,631	2,927	7,401
割合	38.4%	22.0%	39.6%	-

▶ 変更なしの世帯が最も多く全体の約22%を占める。（所得割・資産割が賦課されていない世帯）

1万円未満の増額世帯は全体の16.9%で、増額世帯の中では44.2%となり、期割毎の増加額は1,000円以下となる。

※令和6年度当初賦課時点の世帯数に資産割廃止後の税率案を適用した割合

# 国民健康保険税の税率・税額の見直し

## 現行税率・税額

	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	6.54%	19.1%	21,200	22,400
支援金分	2.20%	6.40%	7,200	7,600
小計	8.74%	25.5%	28,400	30,000
介護分	2.10%	6.5%	9,600	6,600
合計	10.84%	32.00%	38,000	36,600



## B案：3方式（所得割・均等割・平等割変更）

	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	6.89%	0%	26,800	18,500
支援金分	2.47%	0%	9,600	6,700
小計	9.36%	0%	36,400	25,200
介護分	2.33%	0%	12,900	6,600
合計	11.69%	0%	49,300	31,800

B案  
の①  
~④  
世帯  
の試算

### ① 40歳未満 1人世帯

- 営業所得 1,500千円
- 固定資産税 50千円

### ② 夫婦（40歳未満） と子供2人

- <夫>
- 営業所得 3,000千円
- <妻>
- 給与収入 1,500千円
- 給与所得 950千円
- 固定資産税 50千円

### ③ 夫婦（40歳以上） と子供2人

- <夫>
- 営業所得 3,000千円
- <妻>
- 給与収入 1,500千円
- 給与所得 950千円
- 固定資産税 50千円

### ④ 65~74歳の夫婦

- <夫>
- 年金収入 1,500千円
- 年金所得 400千円
- <妻>
- 年金収入 1,000千円
- 年金所得 0円
- 固定資産税 50千円

介護分あり

7割軽減

現行

年税額 164,600円

年税額 426,300円

年税額 520,300円

年税額 38,700円

増額

2,900円減  
(1.8%)

33,700円増  
(7.9%)

44,100円増  
(8.5%)

9,400円減  
(24.3%)

B案

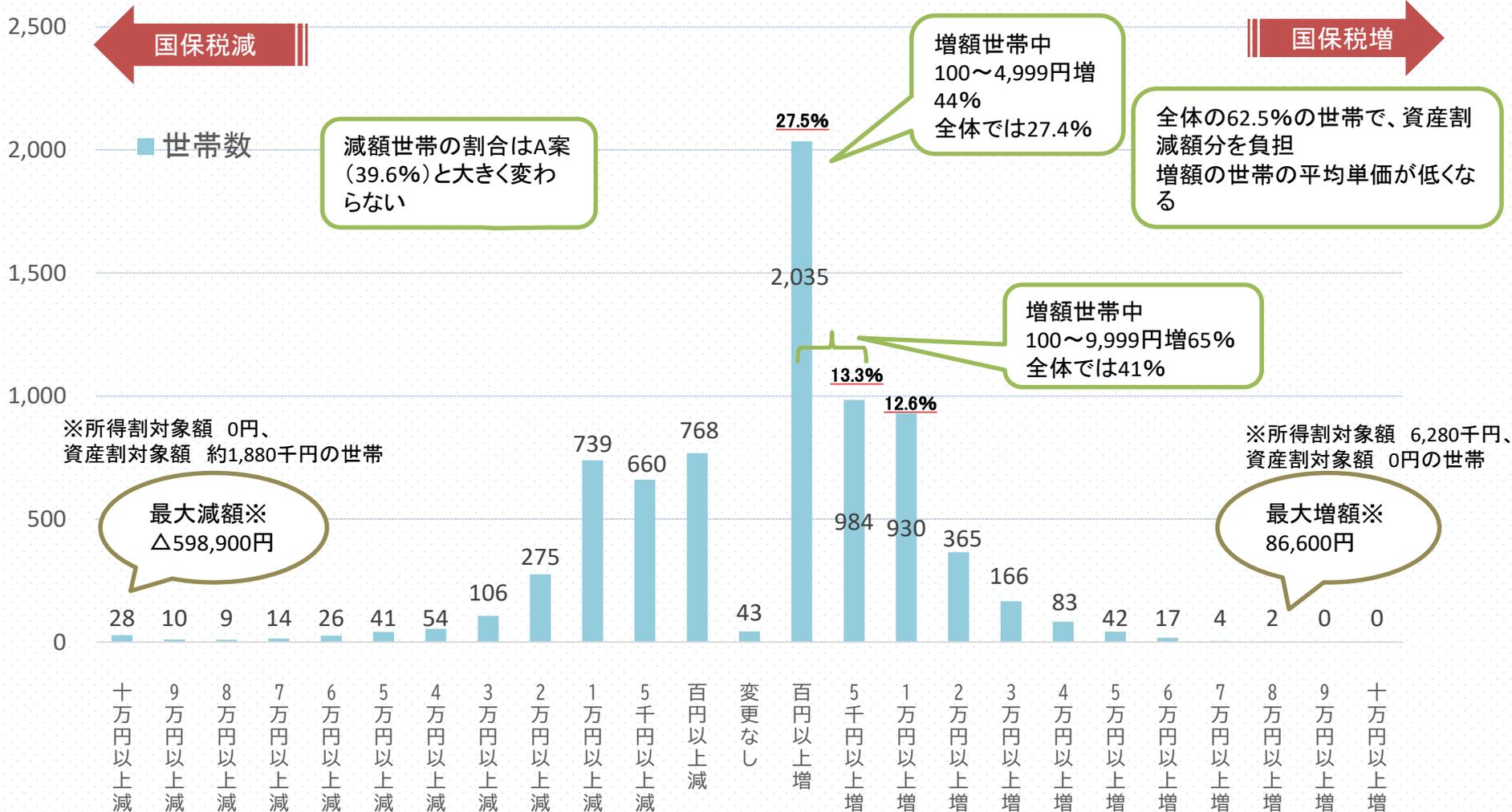
年税額 161,700円

年税額 460,000円

年税額 564,400円

年税額 29,300円

# 資産割廃止により税額が変動する世帯の状況（B案：3方式 所得割・均等割・平等割変更）



	増額世帯	増減なし	減額世帯	合計
世帯数	4,628	43	2,730	7,401
割合	62.5%	0.6%	36.9%	-

▶5千円未満の増額世帯が最も多く全体の27.5%を占め、増額世帯の中では44%となり、期割毎の増加額は500円以下となる。

1万円未満の増額の世帯は全体の41%で、増額世帯の中では65%となり、期割毎の増加額は1,000円以下となる。

※令和6年度当初賦課時点の世帯数に資産割廃止後の税率案を適用した割合

# 国民健康保険税の税率・税額の見直し

## 現行税率・税額

	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	6.54%	19.1%	21,200	22,400
支援金分	2.20%	6.40%	7,200	7,600
小計	8.74%	25.5%	28,400	30,000
介護分	2.10%	6.5%	9,600	6,600
合計	10.84%	32.00%	38,000	36,600



## C案：標準保険税率（京都府）

	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	8.01%	0%	29,272	18,366
支援金分	3.34%	0%	11,896	7,464
小計	11.35%	0%	41,168	25,830
介護分	2.99%	0%	12,538	6,161
合計	14.34%	0%	53,706	31,991

C案の①～④世帯の試算

### ① 40歳未満 1人世帯

- 営業所得 1,500千円
- 固定資産税 50千円

### ② 夫婦（40歳未満）と子供2人

- <夫>
- 営業所得 3,000千円
- <妻>
- 給与収入 1,500千円
- 給与所得 950千円
- 固定資産税 50千円

### ③ 夫婦（40歳以上）と子供2人

- <夫>
- 営業所得 3,000千円
- <妻>
- 給与収入 1,500千円
- 給与所得 950千円
- 固定資産税 50千円

### ④ 65～74歳の夫婦

- <夫>
- 年金収入 1,500千円
- 年金所得 400千円
- <妻>
- 年金収入 1,000千円
- 年金所得 0円
- 固定資産税 50千円

介護分あり

7割軽減

現行

年税額 164,600円

年税額 426,300円

年税額 520,300円

年税額 38,700円

増額

23,700円増  
(14.4%)

114,800円増  
(26.9%)

144,400円増  
(27.8%)

6,300円減  
(16.3%)

C案

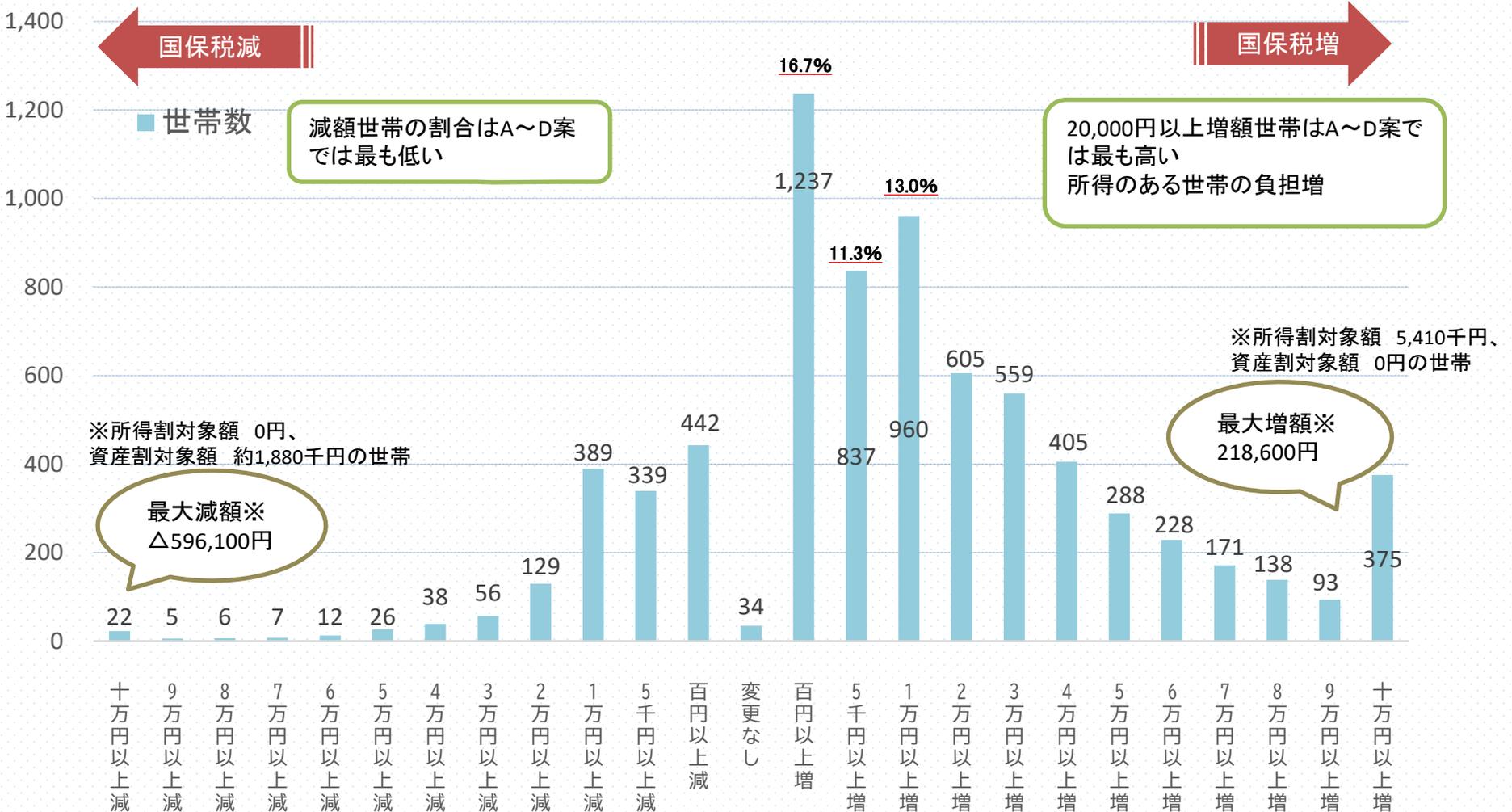
年税額 188,300円

年税額 541,100円

年税額 664,700円

年税額 32,400円

# 資産割廃止により税額が変動する世帯の状況（C案：3方式 京都府算定標準保険税率）



	増額世帯	増減なし	減額世帯	合計
世帯数	5,896	34	1,471	7,401
割合	79.7%	0.4%	19.9%	-

▶5千円未満の増額世帯が最も多く全体の16.7%を占め、増額世帯の中の21%となり、期割毎の増加額は500円以下となる。

1万円未満の増額の世帯は全体の28%で、増額世帯の中では35%となり、期割毎の増加額は1,000円以下となる。

※令和6年度当初賦課時点の世帯数に資産割廃止後の税率案を適用した割合

# 国民健康保険税の税率・税額の見直し

## 現行税率・税額

	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	6.54%	19.1%	21,200	22,400
支援金分	2.20%	6.40%	7,200	7,600
小計	8.74%	25.5%	28,400	30,000
介護分	2.10%	6.5%	9,600	6,600
合計	10.84%	32.00%	38,000	36,600



## D案：4方式（資産割を半減 所得割・均等割・平等割変更）

	所得割	資産割	均等割額	平等割額
医療分	6.60%	10.00%	26,800	18,500
支援金分	2.30%	3.40%	9,600	6,700
小計	8.90%	13.40%	36,400	25,200
介護分	2.30%	3.20%	12,900	6,600
合計	11.20%	16.60%	49,300	31,800

D案  
の①  
~④  
世帯  
の試算

### ① 40歳未満 1人世帯

- 営業所得 1,500千円
- 固定資産税 50千円

### ② 夫婦（40歳未満） と子供2人

- <夫>
- 営業所得 3,000千円
- <妻>
- 給与収入 1,500千円
  - 給与所得 950千円
  - 固定資産税 50千円

### ③ 夫婦（40歳以上） と子供2人

- <夫>
- 営業所得 3,000千円
- <妻>
- 給与収入 1,500千円
  - 給与所得 950千円
  - 固定資産税 50千円

### ④ 65~74歳の夫婦

- <夫>
- 年金収入 1,500千円
  - 年金所得 400千円
- <妻>
- 年金収入 1,000千円
  - 年金所得 0円
  - 固定資産税 50千円

介護分あり

7割軽減

現行

年税額 164,600円

年税額 426,300円

年税額 520,300円

年税額 38,700円

増額

1,100円減  
(0.7%)

26,200円増  
(6.1%)

37,200円増  
(7.1%)

2,700円減  
(7.0%)

D案

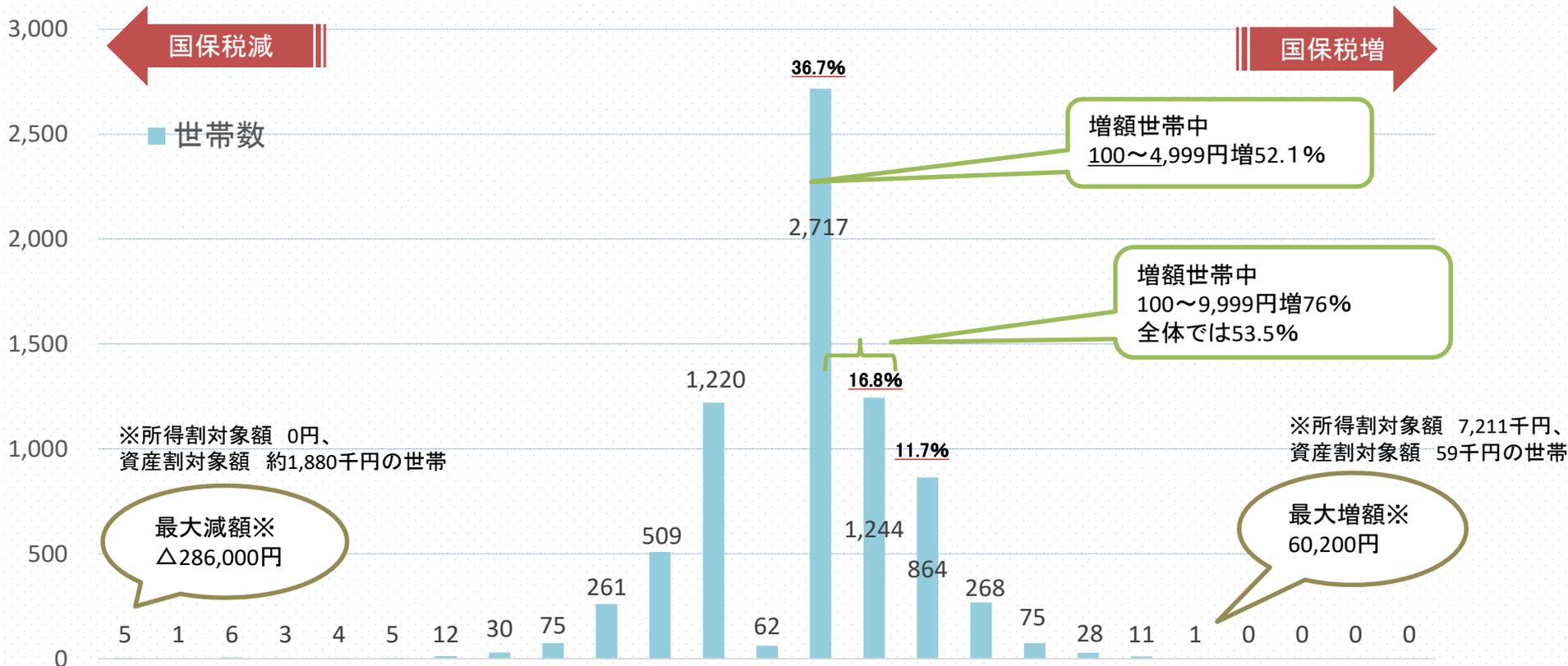
年税額 163,500円

年税額 452,500円

年税額 557,500円

年税額 36,000円

# 資産割廃止により税額が変動する世帯の状況 (D案：4方式資産割半減 所得割・均等割・平等割変更)



5	1	6	3	4	5	12	30	75	261	509	1,220	62	2,717	1,244	864	268	75	28	11	1	0	0	0	0
十 万 円 以 上 減	9 万 円 以 上 減	8 万 円 以 上 減	7 万 円 以 上 減	6 万 円 以 上 減	5 万 円 以 上 減	4 万 円 以 上 減	3 万 円 以 上 減	2 万 円 以 上 減	1 万 円 以 上 減	5 千 円 以 上 減	百 円 以 上 減	変 更 な し	百 円 以 上 増	5 千 円 以 上 増	1 万 円 以 上 増	2 万 円 以 上 増	3 万 円 以 上 増	4 万 円 以 上 増	5 万 円 以 上 増	6 万 円 以 上 増	7 万 円 以 上 増	8 万 円 以 上 増	9 万 円 以 上 増	十 万 円 以 上 増

	増額世帯	増減なし	減額世帯	合計
世帯数	5,208	62	2,131	7,401
割合	70.4%	0.8%	28.8%	-

▶5千円未満の増額世帯が最も多く全体の36.7%を占め、増額世帯の中では52.1%となり、期割毎の増加額は500円以下となる。  
1万円未満の増額の世帯は全体の53.5%で、増額世帯の中では約76%となり、期割毎の増加額は1,000円以下となる。

※令和6年度当初賦課時点の世帯数に資産割廃止後の税率案を適用した割合

# 資産割廃止により税額が変動する世帯の状況（まとめ）

※令和6年度当初賦課時点の世帯数に資産割廃止後の税率案を適用した割合

